

(外交防衛委員会)

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求める件(閣条第一〇号)(先議)要旨

この約定は、国際郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するものであり、二〇一二年(平成二十四年)九月から十月までカタールのドーハで開催された万国郵便連合の第二十五回大会議において採択された。この約定は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、主な変更点は個人情報の利用に関する規定を整備することである。この約定は、二〇一四年(平成二十六年)一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。